

ガラスの種類による有効開口部となる窓の取扱い

ガラスの種別	厚 さ	構造	足場あり	足場なし	
				窓ガラス用フィルムなし	窓ガラス用フィルムあり
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	6mm以下	引き違い戸	○	○	○
		F I X	○	○	○
網入板ガラス 線入板ガラス	6.8mm以下	引き違い戸	△	△	△
		F I X	×	×	×
	6.8mmを超え10mm以下	引き違い戸	△	×	×
		F I X	×	×	×
強化ガラス 耐熱板ガラス (強度が普通ガラス 6mmと同等のもの)	5mm以下	引き違い戸	○	○	○
		F I X	○	○	○
倍強度ガラス	—	引き違い戸	×	×	×
		F I X	×	×	×
合わせガラス (2枚以上の材料板 ガラスで中間膜(材 料板ガラスの間に両 者を接着する目的で 介在する合成樹脂の 層をいう。)を挟み込 み全面接着したもの で、JISR3205に該当 するもの。)	①フロート板ガラス 6mm 以下+PVB (ポリビニルブ チロール) 30mil(膜厚 0.76mm)以下+フロ ート板ガラス 6mm 以下 ②網入板ガラス 6.8mm 以 下+PVB (ポリビニルブチ ロール) 30mil(膜厚 0.76mm)	引き違い戸	△	△	△
		F I X	×	×	×
	①フロート板ガラス5mm以 下+PVB (ポリビニルブチ ロール) 60mil (膜厚1.52mm) 以下+フロート板ガラ ス5mm以下 ②網入板ガラス6.8mm以下 +PVB (ポリビニルブチ ロール) 60mil (膜厚1.52mm) 以 下+フロート板ガラス 6mm以下 ③フロート板ガラス 3mm 以下+PVB (ポリビニルブ チロール) 60mil (膜厚 1.52mm) 以下+型板ガ ラス 4mm 以下	引き違い戸	△	×	×
F I X		×	×	×	
複層ガラス	構成するガラスごとに本表(合わせガラスを除くほか、網(線)入りガラスにあ っては厚さ 6.8mm 以下に限る。)により評価し、全体の判断を行う。				

備考

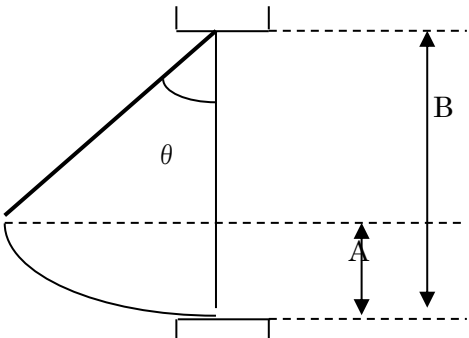
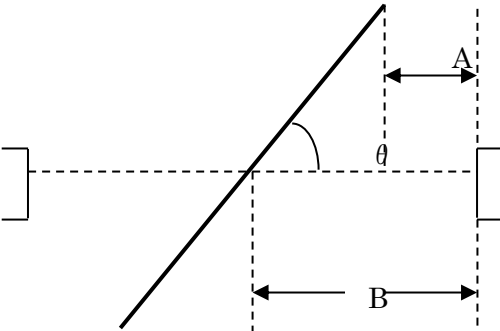
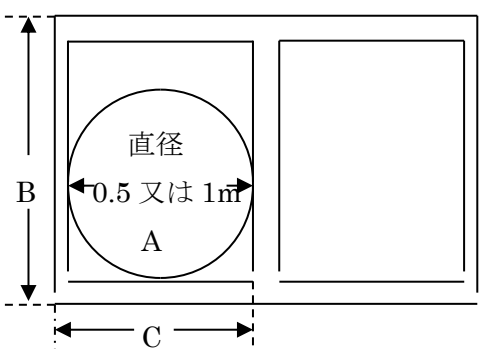
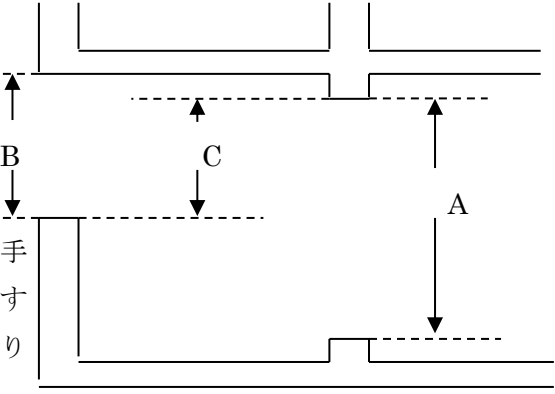
- 1 「消防隊が特殊な器具を用いることなく容易に開放できるもの」とは、ハンマー、金てこ、弁慶等の消防隊が装備している器具により開放できるものをいう。
- 2 「足場あり」とは、避難階又はバルコニー（建基令第126条の7第5号に規定する構造又は同等のもの）、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられていること。
- 3 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋内から開放でき、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができるものをいう。
- 4 「F I X」とは、はめ殺し窓をいう。
- 5 耐熱板ガラスは、低膨張防火ガラス、耐熱強化ガラス及び耐熱結晶化ガラスをいう。
- 6 倍強度ガラスは、JIS R 3222、合わせガラスは、JIS R 3205に規定するものをいう。
- 7 金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラス（通称Low-E膜付ガラス）については、
平成23年12月28日付事務連絡「消防用設備等に係る執務資料」により判断を行う。
- 8 「窓ガラス用フィルムなし」とは、ポリエチレンテレフタレート（以下「PET」という。）製等窓ガラスフィルム（JIS A 5759に規定するもの。以下同じ。）を貼付していないガラスをいう。
- 9 「窓ガラス用フィルムあり」とは、PET製等窓ガラス用フィルムをガラスに貼付したもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）をいう。
- 10 複層ガラスを構成する網入りガラス又は線入りガラスは、複層ガラスの屋内側又は屋外側のどちらであっても差し支えないこと。
- 11 「足場あり」欄の判定は、窓ガラス用フィルムの有無にかかわらず、すべて同じ判定であること。
- 12 すべてのガラスにおいて、「CP」及び「防犯」のマークが貼付されているものは、破壊が困難であるため、原則有効な開口部として判定しないものとするが、個別に判断したうえで有効開口部として認められるものについては、この限りでない。
- 13 非常電源は、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備によるものとし、非常電源回路は、耐火配線とすること。
- 14 上記以外に特殊な構造又は設置状況となる場合は、別途協議すること。

[凡例]

- : 規則第5条の2第2項第3号に規定する開口部(小窓付扉については開放された部分)として取扱うことができる。
- △ : ガラスの一部を破壊し、外部から開放することができる部分を規則第5条の2第2項第3号に規定する開口部(引き違い窓にあつては1/2の面積で計算する。)として取扱うことができる。
- × : 規則第5条の2第2項第3号に規定する開口部として取り扱えないものとする。

出入口、シャッターの取扱い

開口部種別	材質、厚さ	解錠、開放方法	設置位置
<p>出入口の戸 (自動ドアを含む。)</p>	<p>右の解錠、開放方法により個別に判定する。</p>	<p>①開口部は、屋内からは手で、屋外からは消防隊が特殊な器具を用いることなく容易に開放できるもの (例) ア ガラス小窓付鉄扉であつて、ガラス小窓の局部を破壊し解錠できるもの イ 鉄製等の引分け戸等であつて従業(営業)時間外の外部の施錠方法が南京錠等の簡易なもの(内部にフランス落とし等があるものは除く。) ②自動ドアは、次のいずれかに該当するもの (ア)板厚 6mm 以下の普通板ガラス製で、屋内から手で開放できるもの (イ)停電時に屋内外から手動又は非常電源で開放できるもの</p>	<p>避難階、屋外階段又は足場に面しているもの</p>
<p>軽量 シャッター</p>	<p>スラット部分の厚さ 1.0mm 以下のものに限る。</p>	<p>①屋内から手で開放可能なもの ②屋外から水圧開放装置により解錠した後、屋内外から手で開放できるもの(避難階に限る。) ③屋内から電動(非常電源付)により解錠後、連動して開放又は屋内から手動開放できるもの ④煙感知器と連動により解錠(非常電源付)後、連動して開放又は屋内から手で開放可能なもの ⑤シャッターは、屋外から消防隊が特殊な器具を用いることなく容易に開放できるもの ⑥その他、重量シャッターに準じる。</p>	<p>同上</p>
<p>重量 シャッター</p>	<p>スラット部分の厚さ 1.0mm を超えるもの</p>	<p>①屋外から水圧開放装置により開放可能なもの ②屋内外から電動(非常電源付)により解錠及び開放可能なもの ③防災センター、中央管理室等の常時人がいる場所から遠隔装置(非常電源付)により開放可能なもの</p>	<p>同上</p>

	型 式	有 効 寸 法
突出し窓	 <p>(注) θ は、最大開口角度 (0~90 度)</p>	<p>Aの部分とする (注) $A=B(1-\cos\theta)$</p>
回転窓	 <p>(注) θ は、最大開口角度 (0~90 度)</p>	<p>Aの部分とする (注) $A=B(1-\cos\theta)$</p>
引き違い窓 (上げ下げ窓を含む)	 <p>(注) A は、50cm の円の内接又は 1m の円の 内接</p>	<p>$B \times C$ とする。 なお、次による寸法の場合は、50cm 以上の円が内接するものと同様以上 として取り扱うことができる。</p> <p>$B=1\text{m}$ (0.65m) 以上 $C=0.45\text{m}$ (0.4m) 以上</p> <p>(注) () 内は、バルコニー等がある 場合</p>
外壁面にバルコニー等がある場合	 <p>(注) バルコニーの幅員は概ね 60cm 以上の場合に限る。これ によりがたい場合は C を開口 寸法とする。</p>	<p>Aの部分とする。 なお、Bは1m以上で手すりの高さ は、 1.2m以下とする。</p> <p>(注) バルコニーの幅員は概ね 60cm 以上の場合に限る。これ によりがたい場合は C を開口 寸法とする。</p>

